

青森大学入学試験実施規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第17条の規定による入学者の選抜を適正に行うため、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(選抜の方法)

第2条 本学への入学志願者の選抜は、調査書、学力検査、小論文、面接その他能力・適性に関する検査等により、推薦入試、一般入試及びAO（アドミッションオフィス）入試に分けて行う。

(入試管理委員会)

第3条 入学試験の企画及び実施についての統括、並びに選抜方法の調査研究のため、入試管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、次の者をもって組織する。ただし、学長が必要と認めたときは、他の教職員を委員として加えることができる。

- (1) 各学部長
- (2) 各学科長
- (3) 各学部の入学者選抜委員のうちから各学科それぞれ1名
- (4) 本部長及び本部広報部員2名
- (5) 入試広報局長、事務局長及び事務局員3名

3 管理委員会に委員長を置き、学部長の中から学長がこれを命ずる。

4 第2項第3号の委員は、学長がこれを命ずる。

5 管理委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(入学者選抜委員会)

第4条 入学者選抜の具体的な実施のため、学部ごとに入学者選抜委員会（以下「選抜委員会」という。）を置く。

2 選抜委員会は、次の業務を行う。

- (1) 入試要項の作成
- (2) 入学許可者の選考基準及び合格予定者の決定
- (3) 入試終了後に入試総括書の作成

3 選抜委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 学部の教授及び准教授のうちから各学科それぞれ3名

4 選抜委員会に委員長を置き、学部長がこれにあたる。

5 第3項第3号の委員は、教授会において選出し、学部長がこれを命ずる。

6 選抜委員の任期は、第3条第5項の規定を準用する。

(専門委員)

第5条 学力検査、小論文の出題及び採点の実施のために、出題専門委員及び採点専門委員を置く。

- 2 専門委員は、管理委員会の推薦により学長が命ずる。
- 3 専門委員の任期は、第3条第5項の規定を準用する。

(合格者の決定)

第6条 選抜委員長は、合格予定者を決定したときは、教授会の議を経て学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告に基づき、合格者を決定するものとする。

(事務)

第7条 管理委員会及び選抜委員会の運営事務は事務局が行う。

附則

1. この規程は、平成9年4月1日から施行する。
2. 青森大学入学者選抜規程（昭和43年4月1日施行）は廃止する。

附則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1. この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。